

過去の『さくマガ！』は
 弊社 HP にて公開しております。
 是非ご覧ください。

 最新
news

改善基準告示改正案がついにまとまる！

厚生労働省のトラック作業部会にて改善基準告示の改正案について、労使合意が実現し、報告書がまとめられました。現行の内容と見直し案について見比べた場合、全体としてトラックドライバー側に寄り添った内容であると評価できます。2024年問題を目の前に控え、ドライバーの労働時間削減に1歩前進しました。ここで、見直し案のポイントを整理します。

ポイント1

1カ月単位では適合していても
年間を通すと不適合になる可能性

現行では例外的に1カ月320時間を超える月が6カ月まで存在したとしても、1年間のトータルの拘束時間は3516時間（原則293時間×12カ月）の枠内で収まる分かりやすいものでした。つまり、1カ月ごとの拘束時間の適不適を判断するだけで、自然と1カ月の拘束時間を遵守することができました。

しかし、見直し案では原則通りの1カ月の拘束時間を守っていたとしても、年間を通すと改善基準告示違反になる可能性があります。例えば、見直し案における1カ月の拘束時間の原則は284時間ですが、これに12カ月をかけると3408時間となります。1年の拘束時間は3300時間ですので、1カ月単位で拘束時間をみれば改善基準告示に適合していても、1年間でみると違反になるという複雑さを含んでいます。

運送事業者は見直し案が正式に決定次第、1カ月ごとの拘束時間管理だけでなく、1年単位で計算していくかなくては改善基準告示違反になるので注意が必要です。

	現行	見直し案
1カ月の拘束時間	<p>原則 1カ月 293 時間、 1年 3516 時間</p> <p>例外 1カ月 320 時間 (労使協定必要) ※1年のうち 294 時間以上 320 時間以下は6カ月まで ※1年の拘束時間は 3516 時間 (293 時間×12 カ月)</p>	<p>原則 1カ月 284 時間、 1年 3300 時間</p> <p>例外 1カ月 310 時間、1年 3400 時間 ※3カ月連続で1カ月 284 時間を超えて、かつ1カ月の時間外・休日労働時間が100時間未満になるように努める</p>
	<p>原則 13 時間 最大 16 時間 ※15 時間を超える回数は 1週間に 2 回まで</p>	<p>原則 13 時間 最大 15 時間</p> <p>例外 1週間の運行がすべて長距離輸送(450km 以上)で、かつ宿泊が伴えば 1週間に 2 回まで最大 16 時間 ※原則・特例共に 14 時間を超える回数を少なくするように努める</p>
休憩期間	<p>原則 継続 8 時間以上</p>	<p>原則 継続 11 時間以上を基本とし、 継続 9 時間を下回らない</p> <p>例外 1週間の運行がすべて長距離輸送(450km 以上)で、 かつ宿泊が伴えば 1 週間に 2 回まで 継続 8 時間 ※運行後、継続 12 時間以上の休憩期間を与えることが条件となる</p>

裏面につづきます！



ポイント2

努力目標という「あそび部分」が新たに登場

見直し案には「努める」という文言が目立ちます。ここに事業者側の裁量の余地を残すことで妥協の跡が見て取れます。

ただこの裁量の余地という例外を残すことこそ事業者が慎重にならないといけないポイントです。例えば、改善基準告示に照らし合わせて特に問題にならない拘束時間14時間の日が22日間(実際のドライバーは週休2日取れていないことが多いのが実態だと思いますが...)続くと、1カ月の拘束時間は308時間となります。

ここから1年の拘束時間を見てみましょう。1カ月の拘束時間293時間を超えて良いのは6カ月間なので、308時間×6カ月=1848時間となります。残りの6カ月間については1カ月あたりの拘束時間284時間を守ったとすると、

2日平均運転時間	原則 2日平均で 1日当たり9時間 2週間平均で 1週当たり44時間	現行通り
連続運転時間	原則 4時間 ※運転中断が1回10分以上、合計30分以上で再び4時間運転できる	原則 4時間 ※運転中断が1回当たりおおむね10分以上、合計30分以上、中断は原則休憩とする ※10分未満の運転時間が3回以上連續しないことなどを通達で明示する 例外 SA、PAなどに駐停車できないため、やむを得ず4時間を超える場合には30分の延長が可能となる

284時間×6カ月=1704時間となります。合計すると、1848時間+1704時間=3552時間となります。1カ月の拘束時間3552時間は見直し案の原則にも例外にも適合しなくなります。

14時間勤務が多くなる繁忙期がある事業者については、他の月において284時間以下の拘束時間を心掛けなくてはいけません。

佐久間の私見! 今回の見直し案はドライバー側に寄り添った結果となった一方、事業者側は一層の管理体制が求められるようになりました。上記の例でも示したように1カ月ごとに最適化を行うのではなく、1年単位で最適化を考えなくてはいけません。正直、拘束時間の考え方は複雑化してしまい分かりにくくなつたというのが印象です。事業者は労務管理の一層の徹底に備える必要があるでしょう。



中国古典のすすめ

私が選挙に落選した際に金銭面で面倒をみていただいたAさんについての話です。Aさんを一言で表現するととてもミステリアスな方です。とんでもないエピソードが多数あります。例えば、Aさんは政界に太いパイプを持ち、大物政治家を招待したパーティーには500人強の動員力を発揮します。また、Aさんは地方にお住まいの方で、よく東京にいらっしゃることもあるのですが、某有名老舗ホテルの1室を年間契約されていて、そこを拠点として

います。地元では会社数社のオーナーであり、財界にももちろん顔が通っています。ここまで話だけではかなり危険人物のように感じられますが、非常に穏やかで温かい方です。私の人生で出会った方の中で非常に興味深い人物の1人であることに間違いありません。

そのAさんに対して、私はAさんのように影響力や資金力を得るためににはどうすれば良いのか聞いたことがあります。するとAさんは「学校の勉強なんてほとんど役に立たない。人生は中国古典『史記』の列伝だけ読んでいれば大抵のことは分かってしまう」と回答されました。

『史記』とはご存じ、中国の歴史家司馬遷が著したものです。『史記』は全部で5部構成ですが、最後の1部『列伝』とは中国の歴史上の人物の

生き様に焦点を当てた部分です。人として信頼を得るための方法、側近の諫言を受け止める度量の大きさ等現代のビジネスにも活かせる成功法則の



『史記』 横山光輝 小学館

他に、女性にうつつを抜かして国を破滅させる王様の話や、復讐を誓って生き続ける青年の話等人間味あふれる内容となっています。紙面の都合上、詳しくは解説できませんが、とても面白く、3周目に突入しました!! ご興味ある方は漫画から読まれることをお勧めします。